円山川運動公園整備事業に係る移設候補地の検証

【概　要】

　移設適地については、次の条件を前提として、機械的に抽出した18箇所の検討を行っている。

なお、但馬空港周辺、第２清掃センター跡地、小河江土砂置場、豊岡南高校跡地及び奥野地区残土処分地の５箇所を検討対象外とした理由は下記のとおりである。

＜前提条件＞

1. 大規模な造成工事等を実施する必要がないこと
2. 少年野球場の必要面積(100ｍ×100ｍ＝10,000㎡）４面プラス、駐車場等に必要な５～６ha確保できること
3. 他の具体的な土地利用計画がないこと
4. 運動公園の設置に際して、回避できない法的制約のないこと

１　但馬空港周辺

 ⑴ イベント広場は約3.5 haであり、面積要件を満たしていない。また、臨時駐車場は約５haと、面積要件は満たしているが、正形地ではなくグラウンドを４面配置することができない。両方を合わせて整備すれば４面確保できるが、県道豊岡日高線に分断されていることから交通安全上の問題が生じる。

 ⑵ また、航空法第53条第２項及び同規則第93条の規定により、「航空機に向かって物を投げること」等は禁止されている。

　　このため、仮に運動公園を整備する場合には、外周をフェンスで囲う必要があるが、航空法に定める転移表面（着陸帯の端部から１／７の勾配）を超えるフェンスは設置できず、着陸帯から100ｍの位置でも14.29ｍの高さのフェンスしか設置できない。（通常求められる野球場のフェンス高は15ｍ） かつ、着陸帯から100ｍ以上の部分だけでは必要面積は全く取れない。

　　このため、回避できない法的制約がある。

２　第２清掃センター跡地

面積は８ha程度あり、面積要件は満たしているが、最大でも87ｍ程度、最小では69ｍ程度の幅しかなく、現形状ではグランドを設置することはできない。

このため、大規模な造成工事等が必要であり、適地ではない。

３　小河江土砂置場

　　選定時点では、土砂の搬入期限が未定の状況にあったため、検討対象外とした。

 ちなみに、面積は８ha程度あり、面積要件は満たしているが、約１kmに亘る細長い形状であり、最小80ｍ程度の幅しかなく、現形状ではグランドを設置することができない。

　　このため、大規模な造成工事等が必要であり、適地ではない。

４　豊岡南高校跡地

　　現状のグランド面積が約2.5haであり、面積要件を満たさない。また、仮に現校舎を撤去して面積を確保するとしても、約８億円の撤去費が必要となる。

　　このため、大規模な造成工事等が必要であり、適地ではない。

５　奥野地区残土処分地

　　開発面積は約8.1haあり、平地面積は約2.1haと約2.8haの２面となる。２面の間には約10ｍの段差がある外、最小幅が上段では約80ｍ、下段では約60ｍであり、現形状ではグランドを設置することができない。

　　このため、大規模な造成工事等が必要であり、適地ではない。